

# 額改定通知書の例

令和□年□月□日

綾瀬 太郎 様

制度改正に伴い申請不要で自動的に額が改定された方は「職権により」と記載されます。

市長 市長名

市長印

## 児童手当 額改定通知書

児童手当の額の改定については、次のとおり改定しましたので通知します。

(うち第3子以降)は、合計人数のうちに第3子以降の人数がどれくらいいるか、第3子以降の金額がどれくらいなのか記載されます。

番号：認定番号

### 額改定に関する事項

#### 1. 改定後の支給対象児童数

大学生相当の子は含まれません

(3歳未満)	1人
(3歳以上)	4人
(うち第3子以降)	3人
計	5人

#### 2. 改定後の手当月額

(3歳未満)	30,000円
(3歳以上)	80,000円
(うち第3子以降)	90,000円
計	110,000円

#### 3. 改定年月

令和6年□月から

#### 4. 改定(増額)の理由

(令和6年10月法改正施行のため、出生のため 等)

備考

この通知の例：上から7歳、6歳、5歳、4歳、1歳を養育している

### 【大学生相当の子がいるときの例 (監護相当・生計費の負担についての確認書も提出済)】

21歳、17歳、6歳、2歳の4人の子どもを養育している場合、

1. 支給対象児童 (3歳未満) 1人

(3歳以上) 2人 (21歳は含まれません)

(うち第3子以降) 2人

計 3人

2. 手当月額 (3歳未満) 30,000円

(3歳以上) 40,000円

(うち第3子以降) 2人

計 3人

21歳： 0円 (第1子)

17歳： 10,000円 (第2子)

6歳： 30,000円 (第3子)

2歳： 30,000円 (第4子)

となります。